

# 2024年度 事業計画書

社会福祉法人キリスト教児童福祉会  
児童家庭支援センターみなと

〒231-0862

神奈川県横浜市中区山手町 68

Tel 045 (663) 2759

Fax 045 (306) 7337

## I 基本理念

あなたがたはもはや、外国人でも寄留者でもなく、聖なる民に属する者、神の家族である。

【エフェソの信徒への手紙第2章19節】

神の家族とは、家族になることを妨げる壁が存在しない。家族になるための時間の壁も存在しない。キリスト教的には、「孤立していた者たちが、キリストによって一つの霊に結ばれた共同体」と言う解釈になる。しかし、現実には、貧富、疾病、障害、ジェンダー、外国人などをマイノリティ（少数派）として捉え、「平等と無差別」の原則から外れることがある。福祉は、「幸せ」や「豊かさ」を意味し「全ての市民」に最低限の幸福と社会的援助を提供するという理念を表現している。全ての市民の中には、従事者も含まれる。

神の家族の理念を土台として福祉を担っていく。

## II 使命

子育て家庭の困りごとを解決し、児童と養育者双方が安全・安心を感じる生活を送れるよう支援する。

## III 目的

地域の児童虐待防止及び対応をはじめ、社会的養育を必要とする児童への在宅支援の拠点施設のひとつとして、要保護児童等支援を必要とする児童及び家庭に対して、児童の権利擁護の視点を念頭に、専門的な子育て支援・相談支援・心理支援等を行い、児童が住み慣れた地域で心身ともに健やかに養育されるよう支援することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

子育てに関して支援が必要な児童・家庭等に対して、区役所や児童相談所および地域の関係機関と連携を深めながら、ソーシャルワーク、ケアワーク、心理療法等の支援を適切に行い、虐待の未然防止を図り地域で安定した生活を送ることができるようサポートする。また、横浜型児童家庭支援センターの機能として里親・ファミリーホームへの支援が求められているが市としてのシステム構築に協力し、様々な課題を抱える児童を養育している里親家庭への相談支援や施設退所児童の家族再統合に向けた専門性を活用した支援を目指す。

利用対象者は、「児童虐待及び不適切養育の共有ランク表」（別表1）におけるA～Eランクを中心とする

- ・区福祉保健センターが要保護児童等進行管理台帳に登録している児童
- ・児童相談所が要保護児童等進行管理台帳に登録している児童

また、

- ・児童相談所で支援中の里親子や施設退所予定または退所後の家族支援が必要な児童
- ・児童相談所、区福祉保健センターが把握していないが、支援を要する児童
- ・一時保護委託を受けた児童

とする。

## IV 機能

ソーシャルワーク・ケアワーク・心理支援等を通じて地域における子育て家庭の在宅生活をサポートする。

## V 目標

ケースを各専門職の立場から把握し、適切なモデル・理論・アプローチを活用し支援を行う。

## VI 方針

一つ一つのケースを丁寧にアセスメントし、児童・養育者を虐待等のリスクから守り、児童と養育者が「最善の利益」の実現を図ることができるよう支援する。

## Ⅶ 計画

### (1) 相談支援事業

児童家庭支援センターにおける対応ケースは、虐待、身体障害、精神障害、発達障害、家族関係、社会経済的問題などの課題を複合的に抱えており、臨機応変で包括的な支援が求められる。そのため、多職種による専門的なアセスメントと支援の技術、他機関連携のネットワーク、柔軟な対応力といった児童家庭支援センターの強みを生かした相談支援を展開する。アセスメント・支援計画を作成し、再評価を半期に1回行う。

支援にあたっては、LINE や Zoom 等のオンラインツールも活用する。

主訴が児童にまつわる心理支援について「児童と保護者との関係性がより良くなるように、また生活が少しでも楽になるように」と心理学的側面からアプローチしていく。

### (2) 受託事業

横浜市と協議の上、必要時に実施する。

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所して間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

### (3) 関連機関との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、区役所、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、教育委員会、学校、児童福祉施設等との連絡調整を行う。また担当する区の要保護児童対策地域協議会に加入する。

個別カンファレンス、中区・中央児相との連絡会、中区要保護児童対策連絡会（要対協）等への参加を通じて顔の見える関係の構築に努める。また、横浜市児童家庭支援センター分科会活動を通して、他のセンターとの（横の繋がり）を強化する。

### (4) 里親・ファミリーホームへの支援

里親支援機関として児童家庭支援センターは横浜市から委託されているが、支援の具体的内容については未整備の状態である。引き続き横浜市や児相との協議を行い、整備を進める。と同時に、里親家庭における児童家庭支援センターの認知度は高いとは言い難い状況にあるため、里親養育懇談会や里親子応援ミーティングへ参加し、認知度向上に努める。また、フォスタリング機関との協調を図る。

### (5) 地域交流事業

当センターが企画・運営し、地域の子育て家庭を対象とした交流イベント又は地域の関係機関と協働して行う子育て家庭への支援活動を実施する。事業実施により、児童家庭支援センターを地域へ周知し、より効果的な活用につなげるとともに、養育に不安のある家庭の早期発見、支援につなげる。

区役所子ども家庭支援課とも連携しニーズの把握に努め、それに即した事業を実施する。

### (6) 横浜市子育て短期支援事業の利用調整・実施（別表9参照）

ニーズに応えることができるよう、対応職員を柔軟に配置する等努力する。

利用受入の際は、対象児童の意向を聴取の上、当該児童の意向を尊重しながら行い、児童の権利擁護を図る。食事提供等、聖母愛児園との連携を取りながら実施する。（別表3参照）

子どもと共に過ごす中で、専門的見地からアセスメントを行う。養育者へフィードバックすることにより、在宅での養育におけるヒントを提示できるようにする。

#### (7) みなと職員間連携

みなと会議を隔週1回開催する。運営からケースの支援方針検討・確認を議題とする。  
役割分担及び年間予定に関しては、別表4・別表5を参照。

#### (8) 研究、学習、研修等への参加

以下の研修等に参加を予定している。(別表6参照)

- ・全国児童家庭支援センター協議会主催研修会
- ・関東地区児童家庭支援センター協議会主催研修会
- ・横浜市社協児童福祉部会児童家庭支援センター分科会主催研修会
- ・神奈川県児童福祉施設協議会心理士会研修会
- ・横浜拠点内研修 ・法人理念研修「聖書の学び」
- ・他の児童家庭支援センターへの見学

その他、各自が受講希望する研修については、そのつど検討し参加する。

#### (9) 聖母愛児園との連携

夜間における在籍報告、創立記念、クリスマス等礼拝に出席。みんなの集会への参加。災害時や不審者対応時など危機管理への応援。横浜市の里親支援についての情報交換などで連携を図る。

#### (10) 実習生の受入

児童家庭支援センター啓発、次世代従事者の発掘、社会福祉士資格取得への貢献など実習生を受け入れる意義は大きい。しかし、通常の業務量とのバランスが重要であり、受入体制を整えた上で対応していく。

#### (11) 要望受付システムの活用

口頭での受付に加えて意見箱を設置する。利用者に対し要望受付システムに関する文書を作成し配付する等、周知をはかる。意見箱は要望受付担当者が2週間に1度確認する。必要に応じてみなと第三者委員(聖母愛児園第三者委員兼任)も入り、利用者からの苦情・要望の適切な解決に努める。第三者委員会は聖母愛児園と合同で行う。

#### (12) 安全管理

防災管理要項に基づき、防災訓練計画を立案し毎月1回防災訓練を実施する。避難経路、消火器設置場所の確認を定期的に行う。これらを隔週開催のみなと会議日にて実施する。

#### (13) 緊急時の対応

注意報・警報発令時等の緊急時の対応について、その状況下で冷静に対応出来るよう、利用児童、保護者に啓発する。(別表8参照)

#### (14) ヤングケアラー対応

これまで助成金を得て取り組んできた事業であるが、それによってノウハウを得ている。そのノウハウを生かし継続して取り組んでいくための予算を計上する。

## (15) 広報活動

関係機関への訪問、各種会議における業務説明等を通じて、当センターの存在を周知する。

ホームページでは2024年2月現在1日平均30名の訪問者数であるがアクセス数を増加させるための工夫を継続して行う。

## VII 職員配置

- ・センター長：1名
  - ・主任ソーシャルワーカー・子育て短期支援事業対応：1名
  - ・ソーシャルワーカー・子育て短期支援事業対応：2名
  - ・心理療法等担当職員：1名
  - ・子育て短期支援事業対応職員：1名（非常勤）
  - ・その他（相談等補助）職員：1名（非常勤）
- （別表2 組織図）

## IX 働き方改革の推進

子育て短期支援事業において（別表9）の通り、ショートステイは24時間、トワイライトステイは午後10時まで、休日預かりは午前7時から対応などとなっており、職員の勤務時間は、対応状況に応じて調整していくのが常である。そのため、変則的な勤務時間となり体調管理に苦慮している。しかし、事業の枠組みを変えることはできないため、子育て短期支援事業職員雇用費加算を利用し常勤職員1名を雇用する。（現在求人中）

職員が変則的な勤務で疲弊しないよう今後も働き方を試行錯誤していく。

## X 独立型への移行

2015年度の実施要綱に「横浜型児童家庭支援センターは、設置運営法人が別に運営する児童入所施設に附置せず、独立型施設を設置することができる。」と表記された。厚労省からの指針に基づくものである。

2019年度の熊本県における法人指導監査において、児童家庭支援センターみなどは、聖母愛児園の併設型ではなく独立型とした拠点区分にするよう指導を受けたが、理由書を提出し困難の旨を伝えて4年が経過している。横浜市における独立型と併設型の違いは、本園敷地外か本園敷地内かの違いと言う表現が分かりやすい。

独立型施設への移行に向けては経済的リスクの解消が最低条件と言えるため横浜市と補助金設定について協議していく。

併設型から独立型での再スタートを目標として準備を進めていく。

### <参考>

「横浜型児童家庭支援センター 実務マニュアル <事務マニュアル編>（第5版）こども青少年局こどもの権利擁護課 令和5年3月」において施設形態が区分されています。

- ①「併設型」：児童福祉施設（児童養護施設や母子生活支援施設など）の本体施設に附置。
- ②「独立型」：本体施設とは別の場所に設置
- ③「サテライト型」：併設型で、相談機能を施設外に設置する運営形態。